

財団法人熊本開発研究センター情報誌「ステップ（平成一六年一月号）」に掲載された熊本県市町村総室小嶋市町村合併推進室長の対談記事「市町村合併の現状と課題について」から当時の本県の合併推進の取組みの一端を知ることが出来る。

#### ■県内の合併推進状況について

##### 【まず、本県の市町村合併の進捗状況についてお尋ねします】

本県の市町村合併の進捗状況は、平成一五年四月一日に合併したあさぎり町を端緒に、これまでに上天草市、美里町、芦北町が誕生したほか、昨年一月には、宇城市、山鹿市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村の合併についても総務大臣の告示がなされており、また、菊池北部四市町村についても県知事の決定までは完了しており三月までには県内市町村数は七一となる予定です。

このほか現在協議中の四地域が全て合併すれば、市町村合併特例法の経過措置が切れる来年の三月末までには、五〇市町村（二市二九町八村）程度となる見通しです。合併問題が具体化した平成一二年三月時点には、県内に九四市町村（一市六三町二〇村）があったことから約五割の市町村に収斂することになるとしています。

地方分権が具体化した中で取り組まれた今回の合併は、市町村自身の自主的な判断を基本としてきたことからすると多くの市町村で将来のあり方について真剣な議論がなされ合併を通じて行政体制を強化しようとする判断がなされた成果と受け止めています。

#### ■合併推進にかかるとこれまでの取組み

##### 【県のこれまでの取り組みを教えてください】

市町村合併問題は、一義的には、市町村自身の課題だと思えますが、県においても合併問題が具体化した平成一二年三月に策定した熊本県市町村合併推進要綱の中で、「市町村のありようは、将来の県の姿とも密接に関連するものであり県

自らの問題と位置付けており」爾来、県政の最重要課題の一つとして積極的に推進を図ってきたところで。

##### 【県は当時合併の枠組みも示されたと思いますが】

この合併推進要綱には、合併推進の背景や基本的考え方、メリットや課題への対応方策、合併に対する行財政支援などとともに県下各地域における合併気運を高めるために合併協議のたたき台として合併パターンを示しました。この合併パターンは、たたき台としての位置づけでしたが、ただ単に枠組みを適当に作ったということではなく地方分権時代にふさわしい力強い行財政運営体制を整備し地域発展の原動力としての市町村の基盤強化を図るため、第五次全国総合開発計画、県総合計画、国の合併指針などを念頭に、通勤、通学、商圏、学区、通院圏、人口移動状況、広域行政圏、広域行政処理、保健福祉医療圏、官公署の所管区域、都市計画等々客観的な地域の結びつきの強度と全市町村長、各種団体の長、県民アンケート調査やヒアリング、明治や昭和の合併時の事情等々、地域の一体性に関する人々の主体的な認識等々に関する県立大学総合管理学部と連携した平成6年度からの調査研究の集大成でした。今日、県が提示した合併パターンとは違う枠組みでの検討がなされているケースも多々ありますが、ほとんどのケースは、たたき台から芽が出るであろうと当時想定した蓋然性の高い枠組みとなっていると思います。

##### 【要綱作成後はどのような取り組みをされましたか。】

この要綱を踏まえて、この五年間、県では、知事を本部長とする熊本県市町村合併推進本部や県下一〇カ所の地域振興局に設置した市町村合併地域推進本部を中心に、全庁的な体制で市町村長、議会議員、各種団体、県民を対象に合併の背景や必要性、枠組みづくりのあり方、合併協議の方法等に関する周知啓発を行うとともに、合併の研究会や勉強会、任意協議会、法定協議会への職員派遣等様々な取組みを実施してまいりました。

具体的には、新聞、ラジオ、テレビ、県からの便り、パンフ・ポスター、啓発

用ビデオ等を通じて、県民の皆さんに対してもあらゆる機会を活用して広報活動を展開し合併気運の醸成に努めるとともに、合併の検討を行う市町村の参考としていただくために、市町村合併総合マニュアル、市町村建設計画策定手引き等々も全国に先駆けて作成し配布しました。

また、平成一四年七月には、市町村合併への県の支援策を網羅した熊本県市町村合併支援プランを策定し、このプランに基づき合併協議会への委員や協議会事務局への職員派遣、合併後のまちづくり等に対する一合併（二団体合併）五億円を基礎とする県独自の特別交付金制度の創設並びに合併の準備や合併後のまちづくり事業の優先採択や重点投資等の施策を通して、合併を進める市町村を総合的にサポートして参りました。

### 【そうした取組みを通しての感想をお聞かせ下さい】

最近になっても行政関係者の中からも依然として、まだ「市町村合併の必要性が分からない」とか、「もう検討の時間が無い等」と言うお話もお聞きしますが、県としては長い時間をかけてあらゆる機会を通じて情報を提供してまいりましたし、市町村の皆さんが検討する期間も平成七年の市町村合併特例法からは一〇年、平成一二年三月に本県が市町村合併推進要綱公表を示してからも五年が経ちました。時間は十分にあつたと言えらると思います。今日、合併又は単独それぞれの市町村が選択された道は、地方分権の実施主体としての市町村、そして、その主権者としての住民の皆さん自身の責任ある選択ということにほかならないと思えます。

### ■市町村合併の検討のポイント

#### 【まず、今回の市町村合併の背景をお聞きしたいと思います】

市町村合併の必要性を判断する際に最も重要なことは、市町村を取り巻く環境変化をどのように評価するかだと思います。県内には百十五年前の明治の合併の時からそのままの町村もありますが、多くの市町村は、現在の区域が出来たのは、概ね五十年前だと思えます。その後、今日までの世の中の変化、具体的には、交

通基盤の整備、交通機関の発展、情報化の進展、国際化の進展、産業構造の変化、人口構造の変化、地域社会の構造変化等五〇代以上の皆さんには、その変化の大きさを実感されていると思えます。

私たちの暮らしや、企業活動、経済活動などの分野では、そうした変化を捉え、対応方を講じないとやっていけません。行政分野では、様々な理由から社会環境の変化への対応が遅れてしまいました。

例えば月並みですが少子高齢化の進展ひとつとってもお分かりいただけると思えます。

幕藩体制下から明治初期の日本の総人口は約三五百万人といわれています。昭和二〇年当時で約七二百万人、平成一二年国勢調査時の総人口は一億二六百万人、この百三十年の間に日本の総人口は約九一百万人増加したことになります。こうした社会では、様々な社会経済システムが、年少人口や生産年齢人口が増加するということを基本としていました。

しかし、漸次、少子高齢化の傾向が強まり人口構造が変化しはじめ、高齢層の占める割合が諸外国にも例の無いスピードで進みはじめ、既に人口増加もピークを過ぎて減少傾向に移ろうとしています。我々の社会がかつて経験したことの無い総人口が減少する社会を迎えつつあると言いうことです。

こうした人口構造の変化は、私たちの地域社会にどのような影響を及ぼすでしょうか。労働力人口の減少、農林水産業や中小商工業の衰退、過疎化の進行、地域経済・地域社会の活力の低下、国や地方税収の減少、コミュニティ機能の停滞、後継者不足、商店街の衰退、銀行や病院等都市的業態の喪失をはじめ介護保険や年金、医療保険等の社会的セーフティネットの維持、保健・医療・福祉等社会保障ニーズ及び経費の増大、小中学校教育や公共施設の維持等あらゆる分野にスパイラル状に大きな影響が生じるとされています。

住民に身近な市町村もこうした変化の中で、これまで同様の発想ではやって行けないことはほとんどの皆さんは分かっています。自分自身の生活や民間企業においても同じことだと思います。何十年も前のやりかたを踏襲しているばかりではやっていけないと思えます。市町村合併問題もおなじような考え方が出来

ると思います。市町村を取り巻く環境変化に対応すると言うのが、最も簡潔な説明だと思います。

誰でもこれまでと同じようにやっていけるのなら現状を見直す必要はないと思います。しかし、小さくてもきらりと光る自治体を目指すスモールイノベーションイフルといっても、そうした行政を支える財源確保はどうされるのでしょうか。地域づくり以外の行政分野は大丈夫でしょうか。しばらくは基金もあるから何とかなると言われてもその先はどうなるのでしょうか。心情的には、理解出来ませんが、そうした選択の先に確かな見通しはたにくいと思います。住民サービス等への影響を出来るだけ少なくするマイルドな改革の手法の方が望ましい。そうした視点から見ると市町村合併は、行政分野の行財政改革としては最も効果的な手法とされています。

#### 【地方分権の具体化は市町村の姿にどのような変化を与えたのでしょうか】

地方分権が具体化するまでは、中央集権型と言いますか、市町村の行財政運営の根幹は、広い意味での国の後見の下にあったと言えます。地方行政の水準や財源を確保するための地方財政計画、地方交付税制度、地方債の許可制による財源保障、法令による基幹的な行政サービスの細目の決定等々、国や都道府県が政策や事業の基本コンセプトを固め、法令や通達などにより政策推進の詳細なマニュアルを作り、その上で財源を保障する。市町村は、具体的な事務処理、つまりオペレーション領域を担当するという仕組みが長年に亘って定着していたと思います。

しかし、四七五本の法律を改正した平成一二年四月の地方分権一括法の施行を受けて、こうした仕組みに関する基本理念が見直され、新しい意味における基礎自治体として市町村が位置付けられ、その役割が強化され、住民に身近な課題は、基礎自治体としての市町村が責任を持って対応することとされました。

法施行当時は、市町村への権限移譲も僅かであったこともあり、市町村も住民も地方分権が具体化したという実感がなかなか掴めなかったと思いますが、理念の変化は、汽車に例えるならば、レールのポイントが切り替えられたと言うこと

で、最初のうちは、ほとんど二つの線は平行して走っていますが、そのうちに行き先は、大きく違ってきます。市町村の役割についての認識が異なる中央集権駅行き、片方は、地方分権駅行きとなります。

理念の変化は、将来に亘って、地方分権を進めます。市町村が身近な事務の実施主体という基軸に立って、新たな行政需要に関する役割分担などが決まってくることになる予測しますが、現在の市町村における「ひと、もの、かね」の行政供給能力は、既に飽和状態となっており、市町村合併等を通じた行財政基盤強化は不可避とされています。

こうした中で市町村としては、期待される役割を主体的な判断で行う必要があります。自らの判断には責任も伴うこととなりますので、各種の情報を収集し評価、分析し、住民のニーズやウランツも自らマーケティングし整理、その上で最も安いコストで感動されるマックスのサービスや地域の基盤整備、産業振興等を行っていくことが制度上期待されています。

そのためには、専門的人材や財源を確保し、政策評価や外部監査も必要でしょうし、また情報公開や住民参加への努力も必要です。

#### 【それでは今、市町村には、どのような選択を求められているのですか】

市町村を取り巻く環境が厳しさを増す中で、効果的な対策を取らず、現状に甘んじ、なすところがなければ、そう遠くない将来、住民の負担増や住民サービスに大きな影響が生じてくることを想定しています。

具体的には、職員や人件費の削減や住民サービスの引き下げ、住民負担の引き上げ等ラジカルな行財政改革も不可避となってくるのではないかと懸念されています。現行合併特例法では、国や県が合併後のまちづくりのために充実した財政支援を用意していますが、来年四月以降の合併新法では、そうした財政支援は無いと言うこととされており、してみると、まずもって当面の判断そのものが極めて重要な意味を有していると思います。

市町村や地域住民の皆さんが、今が将来のあり方を選択する大きな決断の岐路に立たされていると言う認識を持っておられるのか。あるいは、自主的・主体的

な合併推進であるから当面は単独でやっていく。合併は何時でも任意に決めれば良い。後何年かはまだやっていけるから合併はしないとか。今は財政状況が良いから大丈夫とか。住民は合併を望んでいないから合併はしないとか。そうした認識で合併問題を捉えておられるのであれば、今一度、将来見通しに関する客観的な検証が必要だと思います。

そうした意味において、市町村には、合併に対する選択が問われていると同時に、視点を変えれば、単独での行財政運営で本当にやっていたいけるかどうか問われており、また、将来の合併の効果や課題と、市町村合併特例法の下での合併の効果や課題など相対的な優劣に関する評価が問われていると思います。

それぞれの地域の住民の皆様も地方分権下の基礎自治体の主権者として、是非とも市町村を取り巻く環境変化と自らの市町村の行財政の実態、そして合併をしない場合の将来の見通し等について考えていただきたいと思えます。

#### 【合併協議がスムーズに行くポイントは何ですか】

市町村合併の具体的な検討に際しては、合併には必ず相手方が必要であり、相手方を大切にして頂いて、地域全体の将来を担ったもの同士ですから当事者同士が腹を割って最後まで議論を尽くしていただくことが重要です。

合併したくない理由があっても合併出来ない理由は無いと思います。

市町村合併は、よく結婚や進路の選択にたとえられますが、まさにその通りなのです。合併はゴールではなく、あくまでスタートです。合併までの道のりは様々ですが、合併後も気を引き締めて努力していくことが重要です。

しかし、合併しない場合はどうでしょうか。合併の場合と単独の場合と十分検証し、自分自身が納得してスタートラインにつくことが何よりも重要だと思います。それが自己決定・自己責任を基本とする地方分権が具体化した中で自主合併が基本とされている所以ではないでしょうか。スタートラインにつく筈が鳴ってもそれをパスするとすれば、その決断自体もまた重要なそして責任ある選択であると考えます。

#### ■市町村合併の検討にあたっての具体的な課題や問題点

##### 【合併がうまくいなくなる原因は何ですか】

市町村合併特例法の失効期限（平成一七年三月末）まで三か月余りと迫ってきましたが、県内においても法定協議会の休止や解散が起こり結果的に合併をせず、単独の道を選択しようとしている市町村もあります。

合併協議を休止した理由は様々です。相手の市町村に対する不信任感、将来の財政計画に関する見解の相違、行財政運営に関するフィージングの違い、基金や借金が多寡等々。しかしながら、冷静に客観的にこうした理由を改めてかみしめていただきたい。市町村の将来、住民サービスや住民負担の維持がかかっていると言ふ危機意識を持つことが必要ですし、何もなくても今のままと同じと言ふ発想ではなく、思い切って合併しないと一層深刻な事態が生じないかと言ふ観点から検証していただきたいと思えます。「個人的な好き嫌いを法人として市町村間の問題に投影してはいませんか。」「基金が多くても将来は大丈夫ですか。」「借金が多いと言ふことは、それだけ社会資本整備にお金をかけたと言ふことではないですか。」このような視点を持って、来し方だけではなく、行く末の地域の未来を語り合っていたきたいのです。明治の大合併はわずか一年、昭和の大合併も三年で完了しました。今回は、平成七年の市町村合併特例法改正から一〇年が経過しました。こうした議論を行うための時間はたっぷりであったはずですが、情報が届かなかった。忙しかった。知らなかった。分からなかった。単独を選択する理由は、様々だと思います。しかし自分たちの問題なのです。

##### 【合併協議を成功させるためのポイントは何ですか】

先ほど、市町村合併は結婚と同じであると言いましたが、そもそも財政状況や行政サービスの異なった自治体同士が一緒になるものです。従って困難な課題があるのは、最初から当然想定されることなんです。お互いが主張を譲らなければまとまるものもありません。

でも難しいことは何もありません。話しあって解決しようと言ふ姿勢があるか

どうかだと思えます。お互いに、自分の団体だけの都合や利益を考えることを少し抑え、相手方を大切に寛容と互譲の気持ちで考える姿勢が一番重要です。

**■県としての今後の市町村合併の取り組みについて**

**【合併新法が制定されましたが、その意義を教えてください】**

現行合併特例法は、来年三月末限りで失効します。来年四月以降の合併については、「市町村の合併の特例等に関する法律」いわゆる合併新法により、平成二二年三月末までの五年間に限って、市町村合併を引き続き推進することとされています。

そもそも合併は、市町村の行財政運営の効率化と基盤の強化につながり、住民に対する行政サービス水準の維持にも大きな効果があります。合併新法では、現行合併特例法に定める合併特例債等の財政支援はありませんが、合併特例区制度や議員の在任特例等合併を円滑に進めるための特例措置が引き続き設けられており、これらの特例措置を充分活用して合併を行い、行政体制の整備や行財政基盤の強化を図っていくことが望ましいと考えています。

**【県は、これからも合併を推進していくのですか】**

他県の事例等を見ると、合併を選択しない市町村の中には、地方分権が進展する中で少子化高齢化の進行や国・地方を通じた厳しい財政状況等市町村を取り巻く環境変化に対応するため、職員定数等の削減はもとより、上下水道等公共料金の引上げ、各種団体への助成や乳幼児医療費助成等の見直し、さらには、建設事業の大幅な抑制等抜本的な行財政改革に着手されているところもでてきております。

特に、人口一万未満の小規模な町村等にあつては、こうした厳しい行財政改革を実施したとしても、今後中長期的には、地方交付税等の削減が予想される中で、地方分権の実施主体として、多様化する行政ニーズに的確に対応していくことができるのか、合併を通じた行財政の効率化よりも優れた選択と言えるのか、自ら

十分な検証がなされるべきであると考えています。

そうした意味において、今後、単独を選択した市町村にあつては行財政見直しなどを改めて検討し、住民に対しても十分な説明を行い、理解していただく必要があると認識しています。そのうえで、合併新法の下での合併も視野に入れながら、県も一緒になって将来の在り方を考えて参りたいと考えています。



# 市町村合併総合マニュアル

～ 21世紀の魅力ある地域づくりをめざして～

## 【本編】



## 熊本県

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 3 住民発議制度                        | 18        |
| (1) 住民発議制度                      | 18        |
| (2) 合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入 | 18        |
| <b>第3章 任意協議会での検討</b>            | <b>23</b> |
| 1 任意協議会での検討について                 | 25        |
| (1) 任意協議会設置の趣旨                  | 25        |
| (2) 任意協議会の任務                    | 25        |
| ① 所掌事項                          | 26        |
| ② 任意協議会の構成                      | 26        |
| ③ 事務局                           | 26        |
| ④ 合併協定項目にかかる現況調査の具体的な作業手順       | 28        |
| ⑤ 地域の将来構想の検討                    | 34        |
| (3) 法定協議会設置準備に関する業務             | 35        |
| (4) 法定協議会設置の手続き                 | 35        |
| <b>第4章 法定協議会での検討</b>            | <b>63</b> |
| 1 法定協議会の役割                      | 65        |
| (1) 法定協議会の設置                    | 65        |
| (2) 法定協議会の任務                    | 65        |
| ① 市町村建設計画の作成に関すること              | 66        |
| ② 合併協定項目に係る協議に関すること             | 67        |
| (3) 法定協議会の委員構成                  | 67        |
| 2 法定協議会の組織、業務                   | 72        |
| (1) 法定協議会の組織                    | 72        |
| ア 中核層5か町村における合併協議の流れ            | 75        |
| イ 事務局                           | 76        |
| ウ 幹事会                           | 78        |
| エ 専門部会                          | 79        |
| オ 合併協議会の予算                      | 80        |
| (2) 協議会事務所の場所                   | 81        |
| (3) 法定協議会の会長選任                  | 81        |

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (4) 住民との協働関係            | 81        |
| (5) 法定協議会の開催回数、開催期間     | 81        |
| ① 開催回数                  | 82        |
| ② 開催期間                  | 82        |
| ③ 当面の目安                 | 83        |
| (6) 広報・啓発               | 88        |
| ① 情報公開                  | 88        |
| ② 住民説明会の実施              | 88        |
| (7) 住民意向調査              | 88        |
| (8) 職員の士気向上             | 89        |
| ① 職員との意思疎通              | 89        |
| ② 合併協議への職員の参画           | 89        |
| ③ 職員に対する研修              | 89        |
| (9) 合併の是非の判断            | 89        |
| (10) 合併準備期              | 90        |
| <b>第5章 合併の申請及び決定</b>    | <b>91</b> |
| 1 市町村における合併の申請及び決定      | 93        |
| (1) スケジュール              | 93        |
| (2) 期間                  | 93        |
| (3) 合併関係市町村における廃置分合議決   | 95        |
| ① 廃置分合について              | 95        |
| ② 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について | 96        |
| ③ 廃置分合に伴う経過措置について       | 97        |
| ア 議会の議員の定数・在任の特例        | 97        |
| イ 農業委員会の委員の任期等の特例       | 97        |
| ④ 地域審議会の設置について          | 99        |
| (4) 合併関係市町村における告示       | 101       |
| ア 廃置分合に伴う経過措置に関する協議について | 101       |
| イ 地域審議会の設置に関する協議        | 101       |
| (5) 県知事への申請             | 102       |

## 目次

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| <b>第1章 市町村合併の意義</b>          | <b>1</b> |
| 1 市町村の合併とは                   | 3        |
| (1) 市町村合併の定義                 | 3        |
| (2) 新設合併と編入合併                | 3        |
| 2 市町村合併の経過                   | 6        |
| (1) 明治・昭和の大合併                | 6        |
| ① 明治の大合併(明治22年)              | 6        |
| ② 昭和の大合併(昭和28年から31年)         | 6        |
| (2) 昭和の大合併後の状況               | 7        |
| (3) 市町村合併にかかる近年の動き           | 8        |
| ① 国における取組み状況                 | 8        |
| ② 本県の取組み状況について               | 8        |
| <b>第2章 市町村合併についての検討の進め方等</b> | <b>9</b> |
| 1 検討の進め方                     | 11       |
| (1) 合併の検討の流れ                 | 11       |
| (2) 合併事務手続きの概要               | 13       |
| ① 合併検討会での検討                  | 13       |
| ② 任意協議会での検討                  | 13       |
| ③ 法定協議会での協議                  | 13       |
| ④ 合併に係る協議が整った後の手続き           | 13       |
| 2 合併検討会での検討                  | 15       |
| (1) 合併検討会設置の趣旨               | 15       |
| (2) 合併検討会の任務                 | 15       |
| ① 所掌事項                       | 15       |
| ② 「合併検討会」の構成                 | 15       |
| ③ 具体的な作業手順(進め方)              | 16       |
| ア 市町村の現況に関する調査               | 16       |
| イ 市町村合併の効果及び懸念事項への対応策の検討     | 16       |
| ウ 合併の枠組みに関する検討               | 17       |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 2 国の財政支援措置               | 135 |
| (1) 補助金（市町村合併推進体制整備費補助金） | 135 |
| ① 合併準備補助金                | 135 |
| ② 合併市町村補助金               | 135 |
| ③ 都道府県体制整備費補助金           | 136 |
| (2) 地方交付税                | 136 |
| ① 普通交付税                  | 136 |
| ア 普通交付税の算定の特例—合併算定替—     | 136 |
| イ 合併直後の臨時的経費に対する財政支援     | 136 |
| ウ 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置  | 137 |
| ② 特別交付税                  | 137 |
| ア 包括的特別交付税措置             | 137 |
| イ 合併移行経費に対する財政措置         | 137 |
| ウ 合併準備経費に対する財政措置         | 137 |
| エ 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置  | 137 |
| (3) 地方債                  | 138 |
| ① 合併特例事業（市町村事業）          | 138 |
| ア 合併前事業                  | 138 |
| イ 合併後事業（合併特例債）           | 138 |
| ② 合併特例事業（都道府県事業）         | 141 |
| (4) 過疎法の合併特例の活用          | 142 |
| 3 県の支援措置                 | 143 |
| (1) 準備段階                 | 143 |
| ① 人的支援                   | 143 |
| ② 市町村合併検討支援事業等           | 143 |
| ③ 技術的助言等                 | 143 |
| (2) 合併後                  | 143 |
| ① 市町村建設計画根幹事業            | 143 |
| ② 熊本県市町村合併特別交付金          | 143 |

|                        |            |
|------------------------|------------|
| (6) 廃置分合の決定            | 108        |
| ① 都道府県知事による総務大臣との協議・同意 | 108        |
| ② 都道府県議会による議決          | 108        |
| ③ 都道府県知事による合併の決定       | 108        |
| ④ 都道府県知事による総務大臣への届出    | 108        |
| ⑤ 総務大臣による告示            | 108        |
| <b>第6章 合併の準備及び施行</b>   | <b>109</b> |
| 1 合併の準備                | 111        |
| (1) 開始時期               | 111        |
| (2) 期間                 | 111        |
| (3) 予算の調製              | 111        |
| (4) 事務の調整              | 111        |
| (5) 電算システムの変更          | 117        |
| (6) 人事・組織体制            | 117        |
| (7) 広報                 | 117        |
| (8) 住民からの問合せへの対応       | 118        |
| (9) 建設・改修              | 118        |
| (10) 移転                | 119        |
| 2 式典                   | 119        |
| (1) 閉市（町村）式            | 119        |
| (2) 閉庁式                | 119        |
| (3) 表彰                 | 119        |
| (4) 開庁式                | 119        |
| (5) 新市町村誕生記念式典         | 120        |
| 3 合併時の措置               | 120        |
| (1) 新設合併のみの措置          | 120        |
| ① 新市町村の長の職務の暫定執行       | 120        |
| ア 市町村長職務執行者の選任         | 120        |
| イ 市町村職務執行者の職務の暫定執行     | 120        |
| ② 暫定予算                 | 121        |

●参考文献（著者敬称略）

- ・「逐条 地方自治法」 松本英昭（学陽書房）
- ・「逐条解説 市町村合併特例法」 市町村合併研究会（ぎょうせい）
- ・「改訂版 Q&A市町村合併ハンドブック」 市町村自治研究会（ぎょうせい）
- ・「合併協議会の運営の手引」 市町村合併法定協議会 運営マニュアル研究会
- ・「ひたちなか市の誕生をふりかえって」 茨城県ひたちなか市
- ・「篠山市・西紀町・丹南町及び今田町合併の記録「篠山市」誕生」 兵庫県篠山市
- ・「田無市・保谷市合併の記録」 東京都西東京市
- ・「市町村合併検討マニュアル」 熊本県
- ・「熊本県市町村合併研究会報告書」 熊本県市町村合併研究会
- ・「熊本県市町村合併推進要綱」 熊本県
- ・「熊本県市町村合併史（改訂版）」 熊本県
- ・「香川県市町村合併事務ガイドブック」 香川県

●調査研究に御協力いただいた機関（敬称略）

- ・茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
- ・東京都あきる野市企画財政部企画課
- ・兵庫県篠山市政策部
- ・新潟市企画財政局企画広域行政課
- ・東京都西東京市企画部企画課
- ・茨城県潮来市企画部企画財政課
- ・さいたま市総合政策部政治指定都市準備室
- ・中野区5小町対合併協議会事務局
- ・天草上島4町対合併推進協議会事務局
- ・天草地域市町合併検討協議会事務局
- ・宇城西部5町対合併推進協議会事務局
- ・宇城東部2町対合併推進協議会事務局
- ・熊本県下各地域振興局振興調整室

●編集担当者

熊本県市町村合併総合マニュアル編集研究会

座長 小嶋一誠 厚地 昭仁 清田 克弘 浦津 栄一

村上 節 柳中 利徳 洞田 貴宏典 清塔 啓史

【市町村合併総合マニュアル】  
～21世紀の魅力ある地域づくりを目指して～

平成14年3月発行

編集 熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室  
（熊本県市町村合併総合マニュアル編集研究会）  
TEL 096-383-1111 内線3389

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| ③ 暫定条例及び規則                    | 121        |
| ④ 暫定選挙管理委員会                   | 121        |
| ア 選挙管理委員の互選                   | 121        |
| イ 選挙管理委員の補充員の選任               | 122        |
| ⑤ 暫定教育委員会                     | 122        |
| ⑥ 暫定固定資産評価審査委員会               | 122        |
| (2) 新設合併・編入合併共通の措置            | 122        |
| ① 事務承継                        | 122        |
| ② 消滅した市町村の決算                  | 123        |
| ③ 事務の引継                       | 123        |
| ア 編入合併                        | 124        |
| イ 新設合併                        | 124        |
| ④ 人口                          | 125        |
| ア 人口の定義                       | 125        |
| イ 都道府県知事が告示する人口               | 125        |
| 4 選挙                          | 125        |
| (1) 新設合併における市町村長の設置選挙         | 125        |
| (2) 町村議会議員の選挙                 | 125        |
| <b>第7章 市町村合併に係る特例措置及び支援制度</b> | <b>127</b> |
| 1 市町村合併に係る特例措置                | 129        |
| (1) 市となるべき要件の特例               | 129        |
| (2) 市町村議会議員の選挙区の特例            | 130        |
| (3) 市町村議会議員の退職年金に関する特例        | 131        |
| (4) 都道府県議会の議員の選挙区の特例          | 131        |
| ① 公職選挙法の原則                    | 131        |
| ② 特例措置の内容                     | 132        |
| ③ 具体的な選挙区の設定                  | 132        |
| ④ 合併特例法の特例の適用手続き              | 134        |
| ⑤ 定数の取扱い等                     | 134        |
| ⑥ 衆議院議員の選挙区について               | 134        |

# 市町村合併総合マニュアル

## 【参考資料編】

～先進市町村の事例に学ぶ～



熊本県

### ●参考文献（著者敬称略）

- |                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| ・「逐条 地方自治法」                     | 松本英昭（学陽書房）               |
| ・「逐条解説 市町村合併特例法」                | 市町村合併研究会（ぎょうせい）          |
| ・「改訂版 Q&A市町村合併ハンドブック」           | 市町村自治研究会（ぎょうせい）          |
| ・「合併協議会の運営の手引」                  | 市町村合併法定協議会<br>運営マニュアル研究会 |
| ・「ひたちなか市の誕生をふりかえって」             | 茨城県ひたちなか市                |
| ・「篠山市・西紀町・丹南町及び今田町合併の記録「篠山市」誕生」 | 篠山市                      |
| ・「田無市・保谷市合併の記録」                 | 兵庫県篠山市                   |
| ・「市町村合併検討マニュアル」                 | 東京都西東京市                  |
| ・「熊本県市町村合併研究会報告書」               | 熊本県                      |
| ・「熊本県市町村合併推進要綱」                 | 熊本県市町村合併研究会              |
| ・「熊本県市町村合併史（改訂版）」               | 熊本県                      |
| ・「香川県市町村合併事務ガイドブック」             | 香川県                      |

### ●調査研究に御協力いただいた機関（敬称略）

- ・茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
- ・東京都あきる野市企画財政部企画課
- ・兵庫県篠山市政策部
- ・新潟市企画財政局企画部広域行政課
- ・東京都西東京市企画部企画課
- ・茨城県潮来市企画部企画財政課
- ・さいたま市総合政策部政令指定都市準備室
- ・中球磨5ヶ町村合併協議会事務局
- ・天草上島4ヶ町合併推進協議会事務局
- ・天草地域市町合併検討協議会事務局
- ・宇城西部5ヶ町合併推進協議会事務局
- ・宇城東部2ヶ町合併推進協議会事務局
- ・熊本県下各地域振興局振興調整室

### ●編集担当者

- 熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会
- |    |       |        |       |       |
|----|-------|--------|-------|-------|
| 座長 | 小嶋 一誠 | 厚地 昭仁  | 清田 克弘 | 浦津 栄一 |
|    | 村上 徹  | 洞田 貴宏典 | 清塘 啓史 |       |
|    | 畑中 利徳 |        |       |       |

### 【市町村合併総合マニュアル】

～21世紀の魅力ある地域づくりを目指して～

平成14年3月発行

編集 熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室  
(熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会)  
TEL 096-383-1111 内線3389

## 目次

|             |     |
|-------------|-----|
| I. ひたちなか市   | 1   |
| 1. 合併協定書    | 3   |
| 2. 市町村建設計画  | 9   |
| 3. 廃置分合関係   | 27  |
| II. あきる野市   | 43  |
| 1. 合併協定書    | 45  |
| 2. 市町村建設計画  | 51  |
| 3. 廃置分合関係   | 73  |
| III. 篠山市 87 |     |
| 1. 合併協定書    | 89  |
| 2. 市町村建設計画  | 95  |
| 3. 廃置分合関係   | 125 |
| IV. 新潟市 137 |     |
| 1. 合併協定書    | 139 |
| 2. 市町村建設計画  | 145 |
| 3. 廃置分合関係   | 157 |
| V. 西東京市     | 163 |
| 1. 合併協定書    | 165 |
| 2. 市町村建設計画  | 173 |
| 3. 廃置分合関係   | 191 |
| VI. 潮来市 201 |     |
| 1. 合併協定書    | 203 |
| 2. 市町村建設計画  | 207 |
| 3. 廃置分合関係   | 239 |
| VII. さいたま市  | 245 |
| 1. 合併協定書    | 247 |
| 2. 市町村建設計画  | 253 |
| 3. 廃置分合関係   | 275 |
| VIII. あさぎり町 | 289 |
| 1. 合併協定書    | 291 |
| 2. 市町村建設計画  | 303 |
| 3. 廃置分合関係   | 337 |



|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：国民健康保険の取扱い】    | 185 |
| ○21 消防団の取扱い                       | 190 |
| ○22 消防防災関係事業                      | 190 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：消防の取扱い】        | 191 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：防災関係の取扱い】      | 195 |
| ○23 各種福祉制度の取扱い                    | 196 |
| ○24 社会福祉協議会の取扱い                   | 197 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：各種福祉制度の取扱い】    | 198 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：社会福祉協議会の取扱い】   | 224 |
| ○25 上・下水道事業                       | 226 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：水道事業の取扱い】      | 227 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：下水道事業の取扱い】     | 229 |
| ○26 農林水産業関係事業                     | 230 |
| ○27 建設関係事業                        | 230 |
| ○28 商工・観光関係事業                     | 230 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：農林水産業関係事業の取扱い】 | 231 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：建設関係事業の取扱い】    | 264 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：商工業関係事業の取扱い】   | 275 |
| ○29 市町村立学校の通学区域                   | 286 |
| ○30 学校教育事業                        | 286 |
| ○31 社会教育事業                        | 286 |
| ○32 人権教育・同和対策の取扱い                 | 286 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：小中学校の通学区域の取扱い】 | 287 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：学校教育関係の取扱い】    | 292 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：社会教育関係の取扱い】    | 295 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：人権教育・同和対策の取扱い】 | 298 |
| ○33 行政区の取扱い                       | 300 |
| ○34 広報広聴関係事業                      | 300 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：行政区の取扱い】       | 301 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：広報広聴関係事業の取扱い】  | 304 |
| ○35 保健衛生事業                        | 309 |
| ○36 ごみ収集運搬業務事業                    | 309 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：保健衛生の取扱い】      | 310 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：ごみ収集運搬業務の取扱い】  | 314 |
| ○37 納税関係事業                        | 315 |
| ○38 電算システム事業                      | 315 |
| ○39 若者定住促進対策の取扱い                  | 315 |
| ○40 環境保全対策事業                      | 315 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：納税関係の取扱い】      | 316 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：電算システム事業の取扱い】  | 321 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：若者定住促進対策の取扱い】  | 325 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：環境に配慮したまちづくり】  | 327 |
| ○41 男女共同参画推進事業                    | 328 |
| ○42 姉妹友好都市・国際交流事業                 | 328 |
| ○43 交通関係事業                        | 328 |
| ○44 窓口業務                          | 329 |
| ○45 消費者関連事業                       | 329 |
| ○46 文化振興事業                        | 329 |

# 市町村合併総合マニュアル

## 【検討事務編】



熊本県

### 目次

|   |     |
|---|-----|
| 1 市町村建設計画の作成に関すること                      | 1   |
| (1) 市町村建設計画とは                           | 1   |
| (2) 市町村建設計画の内容                          | 1   |
| (3) 市町村建設計画作成における留意事項                   | 2   |
| (4) 市町村建設計画作成・変更の手順                     | 4   |
| (5) 市町村建設計画の内容                          | 4   |
| 【参考：中球磨5か町村における市町村建設計画作成方針】             | 13  |
| 2 合併協定項目に関すること                          | 16  |
| 3 合併協定項目に関する具体的な調整項目について                | 21  |
| (1) 合併に関する基本的な協議事項                      | 21  |
| ① 合併の方式                                 | 21  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：合併の方式】               | 21  |
| ② 合併の期日                                 | 26  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：合併の期日】               | 27  |
| ③ 新市町村の名称                               | 28  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：新町の名称】               | 29  |
| ④ 新市町村の事務所的位置                           | 45  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：新町の事務所位置について】        | 47  |
| ⑤ 財産及び債務の取扱い                            | 60  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：財産及び債務の取扱い】          | 61  |
| (2) 合併特例法に基づく協議事項                       | 73  |
| ① 議会議員の定数及び任期の取扱い                       | 73  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：議会議員の定数及び任期の取扱い】     | 78  |
| ② 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い                   | 85  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】 | 95  |
| ③ 地方税の取扱い                               | 99  |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：地方税の取扱い】             | 103 |
| (3) その他必要な協議事項                          | 109 |
| ④ 一般職の職員の身分の取扱い                         | 109 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：一般職員の身分の取扱い】         | 110 |
| ⑤ 特別職の身分の取扱い                            | 120 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：特別職等の身分の取扱い】         | 122 |
| ⑥ 条例、規則等の取扱い                            | 125 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：条例、規則等の取扱い】          | 126 |
| ⑦ 事務組織及び機構の取扱い                          | 127 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：事務機構及び組織の取扱い】        | 128 |
| ⑧ 地域審議会                                 | 133 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：地域審議会】               | 134 |
| ⑨ 一部事務組合等の取扱い                           | 138 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：一部事務組合等の取扱い】         | 144 |
| ⑩ 使用料、手数料等の取扱い                          | 159 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：使用料、手数料等の取扱い】        | 160 |
| ⑪ 公共的団体等の取扱い                            | 166 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：公共的団体等の取扱い】          | 167 |
| ⑫ 補助金、交付金等の取扱い                          | 169 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：各種団体への補助金、交付金等の取扱い】  | 170 |
| ⑬ 町名、字名の取扱い                             | 175 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：町・村・字の区域及び名称の取扱い】    | 176 |
| ⑭ 慣行の取扱い                                | 180 |
| 【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：町・村の慣行の取扱い】          | 182 |
| ⑮ 国民健康保険事業の取扱い                          | 184 |